

壁面位置の制限に関する考え方

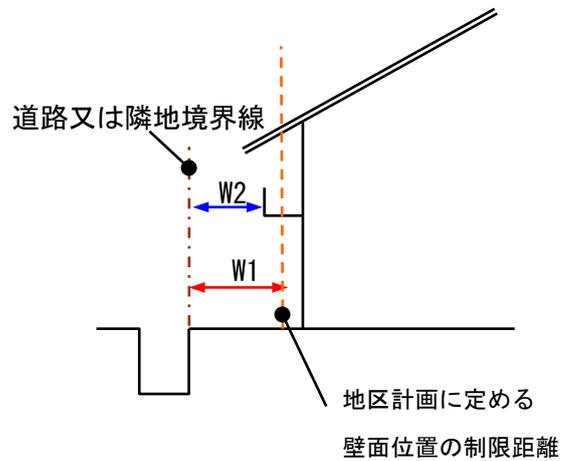
「部分的かつ小規模」の判断条件

建築物に付属する屋外階段、ベランダ、バルコニー、開放廊下、袖壁、出窓等は外壁とみなし、壁面の位置の制限の対象となります。

ただし、建築面積に算入されないもので下記の条件①及び②を満たす場合は、壁面位置の制限の対象外とすることができます。

①張出部分が、壁面制限距離の 1/2 未満

$$W1/2 < W2$$



②バルコニー等の長さが、建築物の見付長の 1/2 未満

$$D1/2 > D2 + D3$$

